

## 鳥取県告示第63号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成21年3月16日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年1月30日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

1 申請のあった年月日

平成21年1月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人プロデュース・ハレ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

小林 功

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市彦名町80-38

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域と地域に関係する人に対して、地域の文化・芸能・教育・福祉・環境に関する各種事業を行うことにより、地域の発展を図るとともに、それらの活動を通して、青少年の健全育成及び地域愛の醸成等に寄与することを目的とする。